
土木工事等に伴う 埋蔵文化財の取り扱いについて

春日部市教育委員会

1. 土木工事等に伴う埋蔵文化財の取り扱いの手続きと届出

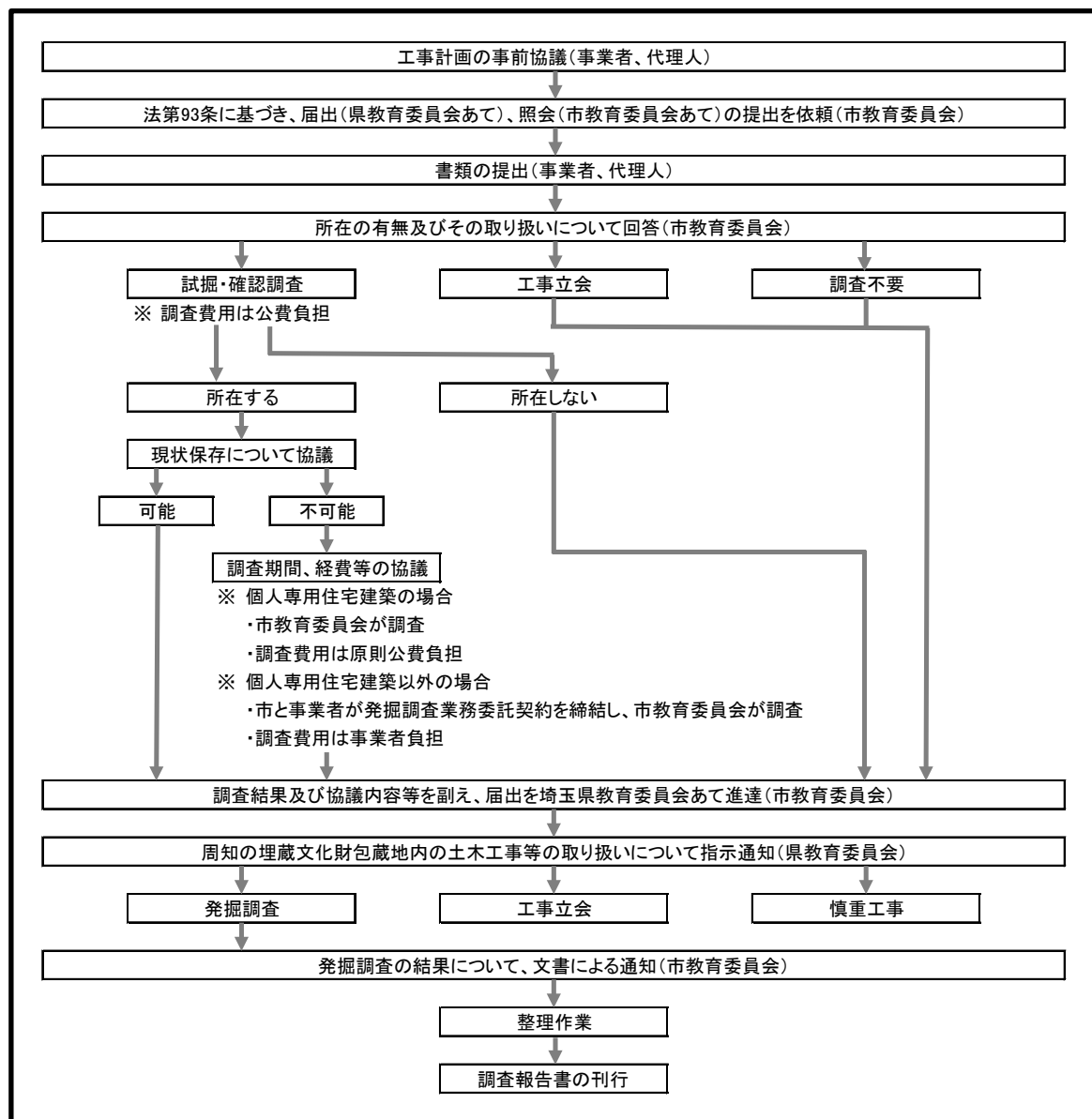
文化財保護法（以下「法」という。）では、土地に埋もれている文化財を「埋蔵文化財」と呼び、遺構（住居跡・古墳等）と遺物（土器・石器等）のことを指します。この埋蔵文化財が埋もれている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」（遺跡）と呼びます。

令和 6 年 4 月 1 日現在、春日部市内には 105 か所の埋蔵文化財包蔵地があり、この包蔵地内で土木工事等を行う場合、法に基づく届出等が必要になります（法第 93 条）。また、工事中に埋蔵文化財を発見した場合にも届出が必要になります（法第 96 条）。埋蔵文化財は、一度破壊してしまうと二度と元の姿に戻すことができません。埋蔵文化財包蔵地内や近接地での土木工事等については、計画段階から市教育委員会と協議するようお願いいたします。

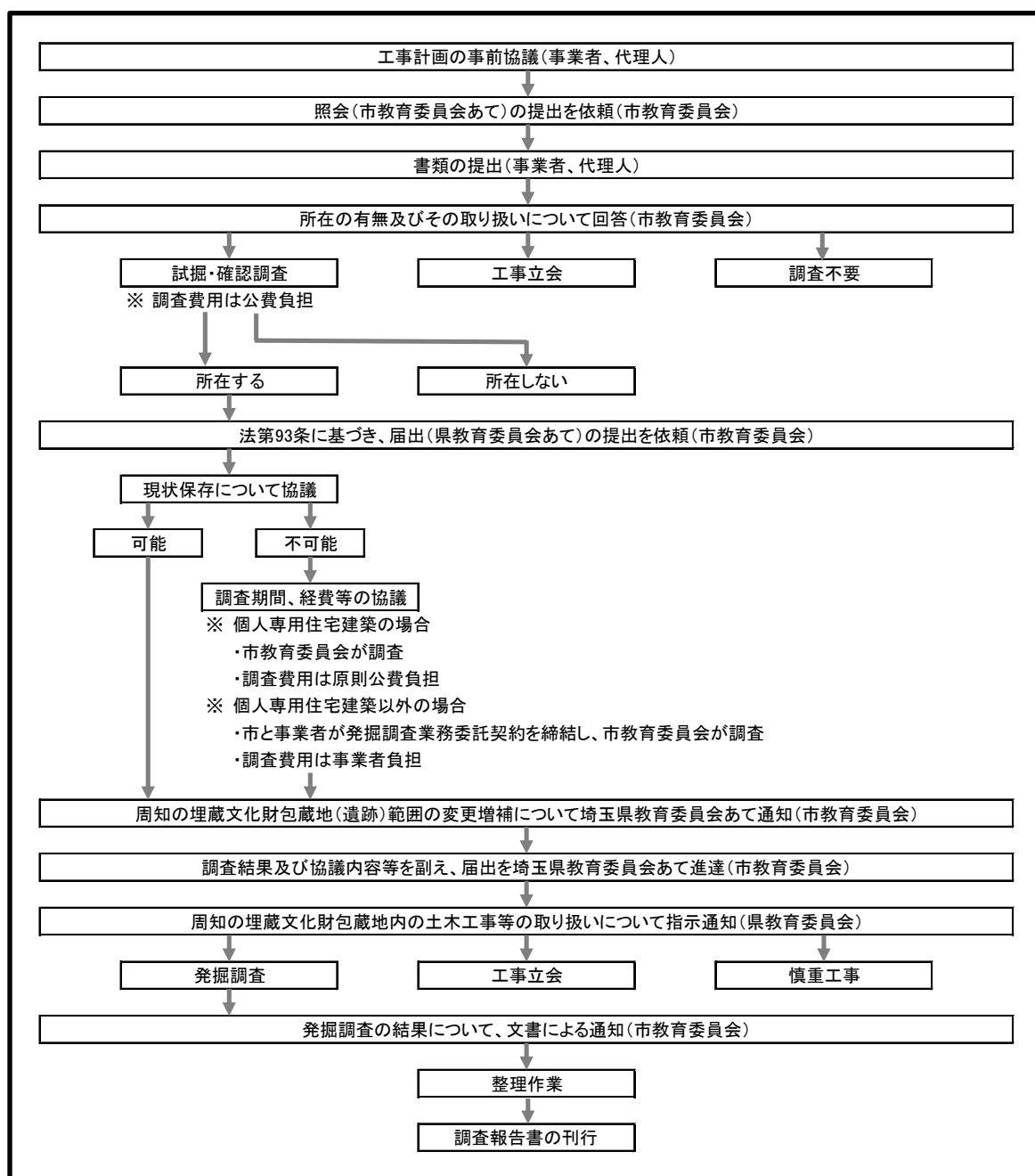
なお、対象となる土木工事等とは、①工事による掘削が埋蔵文化財におよぶもの、②恒久的な建築物、道路等の工作物を設置するもの、③盛り土、一時的な工作物の設置等で、それが埋蔵文化財に影響をおよぼすおそれのあるものです。実際の工事を伴わない不動産取引等の場合には手続きは必要ありません。

2. 埋蔵文化財の取り扱いの手続きの流れ

(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に該当する場合



(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）に近接する場合



3. 埋蔵文化財の取り扱いに関する書類

工事予定地に埋蔵文化財が包蔵される可能性がある場合、埋蔵文化財の取り扱いに関する次の書類を提出してください。

(1) 埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて

埋蔵文化財の所在の有無及びその取り扱いについて、市教育委員会あて照会する書類です。

(2) 埋蔵文化財所在確認調査承諾書

事業者と土地所有者が異なる場合、(1) の書類と併せて提出してください。

(3) 埋蔵文化財発掘の届出について

法第93条に基づき、埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内の土木工事等について、県教育委員会あて届出する書類です。

なお、各書類の様式につきましては、市教育委員会文化財課窓口でお配りしているほか、春日部市公式ホームページ＞子育て・教育・文化＞教育委員会＞文化財・歴史＞文化財保護事業＞からも様式がダウンロードできます。

4. 春日部市の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）



詳細な埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲につきましては、市教育委員会文化財課へ直接、または電話、ファックス、メールでお問い合わせください。連絡先は裏表紙に掲載しています。なお、地図の配布はしておりません。

埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲は、確認調査や工事立会の結果等に基づき頻繁に変わりますので、常に最新の情報を確認してください。

No.	遺 跡 名	ふりがな	所在地	種 別	時 期
1	下原新田遺跡	しもはらしんでんいせき	内牧	包蔵地	縄文
2	下原新田東遺跡	しもはらしんでんひがしいせき	内牧	包蔵地	縄文
3	大道遺跡	おおみちいせき	内牧	包蔵地	縄文
4	竹之下遺跡	たけのしたいせき	内牧	集落跡、寺院跡	縄文、中世
5	上原新田遺跡	かみはらしんでんいせき	内牧	包蔵地	縄文
6	浅間神社遺跡	せんげんじんじゃいせき	内牧	包蔵地	縄文
7	上原新田東遺跡	かみはらしんでんひがしいせき	内牧	包蔵地	縄文
8	立山遺跡	たてやまいせき	内牧	旧石器ブロック、集落跡、生産遺跡	旧石器、縄文、中世
9	立山東遺跡	たてやまひがしいせき	内牧	包蔵地、墓	縄文、中世
10	坊荒句北遺跡	ぼうあらくきたいせき	内牧	旧石器礫群・ブロック、集落跡、貝塚、館跡	旧石器、縄文、弥生、中世
11	山口遺跡	やまぐちいせき	内牧	包蔵地	縄文
12	谷向遺跡	やむかいいせき	内牧	包蔵地	縄文
13	塚内1号墳	つかない1ごうふん	内牧	古墳	古墳
14	塚内2号墳	つかない2ごうふん	内牧	古墳	古墳
15	塚内3号墳	つかない3ごうふん	内牧	古墳	古墳
16	塚内4号墳	つかない4ごうふん	内牧	古墳	古墳
17	塚内5号墳	つかない5ごうふん	内牧	古墳	古墳
18	塚内6号墳	つかない6ごうふん	内牧	古墳	古墳、中世
19	塚内7号墳	つかない7ごうふん	内牧	古墳	古墳
20	塚内8号墳	つかない8ごうふん	内牧	古墳	古墳
21	塚内9号墳	つかない9ごうふん	内牧	古墳	古墳
22	塚内10号墳	つかない10ごうふん	内牧	古墳	古墳
23	塚内11号墳	つかない11ごうふん	内牧	古墳	古墳
24	塚内12号墳	つかない12ごうふん	内牧	古墳	古墳
25	塚内13号墳	つかない13ごうふん	内牧	古墳	古墳
26	塚内北遺跡	つかないきたいせき	内牧	包蔵地	縄文
27	塚内西遺跡	つかないにしいせき	内牧	包蔵地	縄文
28	坊荒句南遺跡	ぼうあらくみなみいせき	内牧	包蔵地	縄文
29	塚内東遺跡	つかないひがしいせき	内牧	古墳	縄文
30	塚内南遺跡	つかないみなみいせき	内牧	包蔵地、古墳	縄文、古墳
31	花積台耕地遺跡	はなづみだいこうちいせき	花積	集落跡	縄文、中世
32	花積内谷耕地遺跡	はなづみうちやこうちいせき	花積	集落後、貝塚	旧石器、縄文、弥生、古墳、平安、中世
33	花積貝塚	はなづみかいづか	花積、道口蛭田	集落跡、貝塚	縄文、平安
34	花積北貝塚	はなづみきたかいづか	花積、道口蛭田	包蔵地、貝塚	縄文
35	慈恩寺原南遺跡	じおんじばらみなみいせき	花積、道口蛭田	集落跡、貝塚	縄文
36	慈恩寺原西遺跡	じおんじばらにしいせき	花積	旧石器ブロック、集落跡	旧石器、縄文
37	慈恩寺原東遺跡	じおんじばらひがしいせき	花積	集落跡	旧石器、縄文
38	慈恩寺原北遺跡	じおんじばらきたいせき	花積	旧石器礫群・ブロック、集落跡	旧石器、縄文、古墳、平安、中世
39	浜川戸遺跡	はまかわどいせき	粕壁	集落跡、生産遺跡、館跡	古墳、奈良、平安、中世
40	大道東遺跡	おおみちひがしいせき	内牧	包蔵地	縄文
41	新寺遺跡	しんてらいせき	内牧	墓、寺院跡	縄文、中世、近世
42	坊荒句遺跡	ぼうあらくいせき	内牧	旧石器ブロック、集落跡、貝塚、墓	旧石器、縄文、中世、近世
43	塚内14号墳	つかない14ごうふん	内牧	集落跡、古墳	縄文、古墳、中世
44	四方谷遺跡	よもやいせき	内牧	包蔵地	縄文
45	小淵山下遺跡	こぶちやましたいせき	小淵	集落跡	古墳、奈良、平安、中世
46	小淵山下北遺跡	こぶちやましたきたいせき	小淵	集落跡、館跡	古墳、奈良、平安、中世
47	八木崎遺跡	やぎさきいせき	粕壁、浜川戸	集落跡、館跡	奈良、平安、中世
48	塚内15号墳	つかない15ごうふん	内牧	古墳	古墳
49	沼廻遺跡	ぬままわりいせき	銚子口	包蔵地	弥生、古墳
50	塚内16号墳	つかない16ごうふん	内牧	古墳	古墳
51	塚内17号墳	つかない17ごうふん	内牧	古墳	古墳
52	塚内18号墳	つかない18ごうふん	内牧	古墳	古墳、中世
53	神明貝塚	しんめいかいづか	西親野井	集落跡、貝塚	旧石器、縄文、古墳
54	塚崎遺跡	つかさきいせき	塚崎	集落跡、貝塚	縄文、古墳、奈良、平安

No.	遺 跡 名	ふりがな	所在地	種 別	時 期
55	野添北遺跡	のぞえきたいせき	塚崎	包蔵地	縄文、平安
56	野添南遺跡	のぞえみなみいせき	塚崎	包蔵地	奈良、平安
57	浅間下遺跡	あさまたいせき	西親野井	集落跡、貝塚	縄文、平安、近世
58	天神前遺跡	てんじんまえいせき	西宝珠花	包蔵地	縄文、古墳
59	貝の内遺跡	かいのうちいせき	西宝珠花	集落跡、貝塚	旧石器、縄文、古墳、奈良、平安
60	陣屋遺跡	じんやいせき	西宝珠花	集落跡	縄文、古墳、奈良、平安
61	中島遺跡	なかじまいせき	金崎	包蔵地	古墳
62	作之内東遺跡	さくのうちひがしいせき	西金野井	包蔵地	縄文
63	作之内西遺跡	さくのうちにしいせき	西金野井	包蔵地	平安
64	作之内遺跡	さくのうちいせき	西金野井	集落跡、貝塚	縄文
65	風早遺跡	かざはやいせき	西金野井	旧石器ブロック、集落跡、貝塚	旧石器、縄文、古墳、近世
66	馬場遺跡	ばばいせき	西金野井	旧石器ブロック、集落跡、墓	旧石器、縄文、奈良、平安、中世、近世
67	愛宕遺跡	あたごいせき	西金野井	集落跡、貝塚、古墳	縄文、古墳
68	尾ヶ崎遺跡	おがさきいせき	西金野井	集落跡、貝塚	縄文、古墳
69	西の宮遺跡	にしのみやいせき	新宿新田	集落跡、貝塚	縄文
70	谷頭遺跡	やがしらいせき	西金野井	包蔵地、貝塚	縄文
71	香取廻遺跡	かとりまわりいせき	大倉	集落跡	縄文、古墳、近世
72	犬塚遺跡	いぬづかいせき	新宿新田、東中野	集落跡、貝塚	縄文、平安
73	米島貝塚	こめじまかいづか	米島	集落跡、貝塚	旧石器、縄文
74	原遺跡	はらいせき	米島	集落跡、貝塚	縄文
75	中屋舗遺跡	なかやしきいせき	米島	集落跡、貝塚	旧石器、縄文、古墳
76	米島西宮遺跡	こめじまにしみやいせき	米島	集落跡	古墳、平安
77	米島香取神社遺跡	こめじまかとりじんじやいせき	米島	包蔵地	平安
78	米島西遺跡	こめじまにしいせき	米島	包蔵地	平安
79	米島塚山遺跡	こめじまつかやまいせき	米島	集落跡、経塚	古墳、中世
80	米島南遺跡	こめじまみなみいせき	米島	包蔵地	縄文、平安
81	吉岡遺跡	よしおかいせき	米島	集落跡、貝塚	縄文、奈良、平安
82	房田遺跡	ぼうだいせき	東中野	集落跡、貝塚	縄文
83	中野吉岡遺跡	なかのよしおかいせき	東中野	集落跡、貝塚	縄文、奈良、平安
84	鷺前遺跡	わしまえいせき	東中野	包蔵地	縄文
85	駿河遺跡	するがいせき	東中野	包蔵地	縄文（前・中期）
86	向之内遺跡	むこうのうちいせき	東中野	包蔵地、古墳	縄文、古墳
87	権現山遺跡	ごんげんやまいせき	東中野	集落跡、墓	縄文、古墳、近世
88	宮前遺跡	みやまえいせき	東中野	集落跡、貝塚	縄文、古墳、平安
89	南台西遺跡	みなみだいにしいせき	東中野	包蔵地、貝塚	縄文、平安
90	南台遺跡	みなみだいいいせき	東中野	包蔵地、貝塚	縄文、平安
91	南台南遺跡	みなみだいみなみいせき	新宿新田	包蔵地、貝塚	縄文
92	寺屋敷遺跡	てらやしきいせき	立野	墓、寺院跡	近世
93	須釜遺跡	すがまいせき	倉常	再葬墓	弥生、古墳、近世
94	町道遺跡	まちみちいせき	西宝珠花	集落跡、貝塚、生産遺跡	縄文、奈良、平安
95	新宿新田不動塚遺跡	しんしゅくしんでんふどうづかいせき	新宿新田	包蔵地、塚	縄文、近世
96	町通中遺跡	まちどおりなかいせき	西宝珠花	集落跡	縄文、奈良、平安
97	作之内馬場遺跡	さくのうちばばいせき	西金野井	包蔵地	縄文
98	尾ヶ崎北遺跡	おがさききたいせき	西金野井	包蔵地	奈良、平安
99	宮下遺跡	みやしたいせき	東中野	包蔵地、寺院跡	縄文、奈良、平安、中世
100	下椿遺跡	しもつばきいせき	倉常	包蔵地	古墳、中世
101	島通遺跡	しまどおりいせき	木崎	包蔵地	縄文、近世
102	西の宮東遺跡	にしのみやひがしいせき	新宿新田	集落跡、貝塚	縄文
103	塚内19号墳	つかない19ごうふん	内牧	古墳	古墳
104	塚内20号墳	つかない20ごうふん	内牧	古墳	古墳
105	塚内21号墳	つかない21ごうふん	内牧	古墳	古墳

5. 文化財保護法(抄)

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第6章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にしなければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。

- 6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。
- (地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。
- 3 地方公共団体は、第1項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 5 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。



試掘調査状況



発掘調査状況